

子ども手当を受給するために

■支給対象となる子ども

中学を卒業するまでの子ども
(満15歳以後の最初の3月31日までの間にある子ども)

■手当の額

月額 1万3千円 (平成22年度)

■児童手当を受給されていた方

平成22年3月まで児童手当を受給されていた方は、基本的に児童手当の支給対象であった児童についての手続きは必要ありません。ただし、本年4月から中学2年生と中学3年生になる子どもがいる場合には、申請手続が必要です。

この申請が必要となる方には「子ども手当認定請求書」または「額改定認定請求書」を4月中に郵送します。必要事項をご記入のうえ、役場担当係まで申請してください。(住所を変更した方は、転居先の市町村で手続きが必要となりますので、転居先の市町村にお問い合わせください。)

■新たに子ども手当を受給される方

子ども手当の支給の対象となる中学修了前までの子どもを養育されている方が、子ども手当の支給を受けるためには、申請手続が必要となります。

この申請が必要となる方には「子ども手当認定請求書」または「額改定認定請求書」を4月中に郵送いたします。必要事項をご記入のうえ、申請してください。

せたな町にお住まいの方については、上記の申請をいただいた後、受給資格等を確認のうえ、認定通知書を送付いたします。手当のお支払いは、口座振り込みとなります。



最初の支払いは、本年6月10日(予定)となっており、6月に手当の支給を受けるためには、平成22年5月に申請していただく必要がありますので、お早めの手続きをお願いいたします。また、本年4月分からの子ども手当を受給するためには、平成22年9月30日までに申請することが必要です。

4月分から受給対象となるはずの方が、10月1日以降に申請されますと、4月分から10月分までの支給がされず、満額の手当を受けることができません。申請した日の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。(4月1日以降に転入された方や、新たに対象となる子どもが増えた場合は、申請月の翌月分からとなります。)

■支給を受けるための手続き等

●手当の支給を受けるためには、子どもを養育している親等が、役場本庁(または各総合支所)に申請(認定請求)していただく必要があります。(別居によりせたな町外にお住まいの子どもを養育している場合は、子どものいる世帯全体の住民票が必要となります。)

【添付書類】

(1)子ども手当請求者の健康保険被保険者証のコピー等【サラリーマン等の方(国民年金加入者を除く)は、必ず添付または同封してください。】

(2)子ども手当の振込先の預金通帳のコピー等

(3)この他、必要と思われる書類がある場合には改めてお願いをいたします。

●申請内容を審査後、受給資格に適合する方には、認定通知書を送付します。所得制限はありません。

●手当の支払月は、6月、10月、2月であり、前月分までの手当をお支払いします。(本年6月は4月分と5月分の2か月分のお支払いとなり、10月以降は4か月分のお支払いとなります。)

●公務員については、勤務先での手続きとなりますので、勤務先にご確認ください。

子ども手当の申請または疑問・質問などは役場窓口にお問い合わせ下さい。

- 問い合わせ先／ ●役場本庁町民児童課児童福祉係 0137-84-5111
●瀬棚総合支所地域町民課福祉係 0137-87-3311
●大成総合支所地域町民課戸籍年金係 01398-4-5511



『子ども手当』が 平成22年4月から 始まりました!!



子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを
社会全体で応援する制度です。

子ども手当の趣旨にご理解をお願いします

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。子ども手当を受給された方には、子ども手当の趣旨に従って、子ども手当を用いなければならぬ責務が法律上定められています。

子どもの将来の夢は何ですか?子ども手当は子どもの健やかな育ちのために、子どもの将来を考え、有効に用いていただきますよう、よろしくお願いします。

(なお、万一、子どもの育ちに係る費用である学校給食費や保育料等などを滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐいません。子ども手当の趣旨について十分にご理解をいただきますよう、よろしくお願いします。)

◆申請者が平成22年4月1日現在、せたな町に住所を有している場合の受給パターン

